

流山市農業委員会  
平成26年第4回  
総会議事録

平成26年4月25日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成26年第4回総会議事録

1 期 日 平成26年4月25日(金)

2 場 所 流山市役所304会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 9番 中村 敏則 10番 大作 榮

5 出席委員(14名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	5番 酒巻 孝美
6番 豊島 啓行	7番 青野 直
8番 水野 敬久	9番 中村 敏則
10番 大作 榮	11番 根本 隆
12番 小林 常男	13番 須郷 英夫
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(2名)

4番 中村 彰男 14番 水代 啓司

7 書記名 事務員 中里 友希

8 事務局 局長 福留 克志  
次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第15号 農業委員会事務局職員の任免について.....	1
(2) 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について.....	3
(3) 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用).....	5
(4) 議案第18号 農用地利用集積計画の決定について.....	9
(5) 議案第19号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について.....	12
(6) 議案第20号 農業生産法人報告書の提出について.....	14
(7) 報告第9号 専決処理の報告について.....	17

開会 午後3時00分

高市議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から平成26年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。

大変気候も良くなってまいりまして、農家にとっては忙しい時期になって参りましたので、お忙しいところ出席いただきましてありがとうございます。

ただいまのところ出席委員は16名中14名、で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、4番、中村委員、14番、水代委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

9番、中村 敏則委員、10番、大作委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、中里事務員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。田村次長補佐。

田村次長補佐 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次をご覧ください。

本日、御審議いただく案件は、議案第15号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から、議案第20号の「農業生産法人報告書の提出について」までの6議案について、御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第9号の「専決処理の報告について」御報告をさせていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第15号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の1ページを御覧ください。

議案第15号

農業委員会事務局職員の任免について

農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により、農業委員会事務局の職員を次のとおり任免するものとする。

平成26年4月25日提出

流山市農業委員会

本案につきましては、平成26年3月31日付けをもちましての退職、並びに、平成26年4月1日付けの人事異動によりまして、農業委員会事務局職員の異動があったことから承認を求めるものでございます。

初めに、転入者及び昇格者でございますが、農業委員会事務局長に福留克志、産業振興部長と併任でございます。旧所属は、監査委員事務局長でございます。

次に、農業委員会事務局次長補佐に田村敏一、農業委員会事務局農地係長と兼任でございます。係長からの昇格でございます。

次に、農業委員会事務局副主査に窪田隆、旧所属は生涯学習部生涯学習課青少年指導センター主査で、定年退職に伴います再任用職員でございます。

次に、農業委員会事務局事務員に中里友希、新規採用でございます。

続きまして、議案書の2ページお開きください。

次に、転出した者ですが、農業委員会事務局長でございました岡田一美、並びに、農業委員会事務局次長補佐の山口憲彦、以上の2名につきましては、ともに定年退職でございます。

また、農業委員会事務局副主査の岡田敏夫につきましては、再任用後の退職でございます。

ご説明につきましては、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、去る4月1日付けの人事異動に伴うものでございます。

本案について、原案のとおり任免することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり任免することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(15時06分 休憩)

(異動対象者入室)

(15時08分 再開)

高市議長 再開いたします。

高市議長 それでは、このたび農業委員会事務局長に就任された福留事務局長から御挨拶をいただきたいと思います。

福留局長 ただ今、御紹介にあずかりました福留です。御承認いただきまして、大変ありがとうございます。農地につきましては、農業従事者の高齢化ですとか、担い手不足ということで、年々、遊休地が増加の傾向にあるわけではございますけども、市の農業振興施策とですね、連携を取らせていただきながら農地保全に努めて参りたいと思いますので、皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 続きまして、田村次長補佐から一言御挨拶をいただきます。

田村次長補佐 それでは、私、引き続き山口前次長補佐の後任といたしまして農地係長と合わせ次長補佐を行うこととなりました。引き続き皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

高市議長 続きまして、窪田副主査から一言御挨拶をいただきます。

窪田福主査 窪田でございます。今年3月をもって定年退職いたしまして、4月1日から再任用ということで、農業委員会のほうに参りました。農業委員会は過去に若干経験がありますので、皆様の御指導を頂きながら頑張りたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

高市議長 続きまして、中里事務員から一言御挨拶をいただきます。

中里事務員 4月1日付で新規採用という形でこちらのほうに、臨時職員から引き続いてまた働かせていただく形になりました。精一杯頑張らせていただきますので、よろしくお願い致します。

高市議長 どうもありがとうございました。

今後の御活躍を御期待申し上げます。

暫時休憩いたします。

(異動対象者退室)

高市議長 再開いたします。

高市議長 それでは、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の3ページをご覧ください。

議案第16号

農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年4月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに権利者ですが、流山市西初石2丁目の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市下花輪の田1筆と畑1筆、面積は2筆で1,414㎡です。

次に、申請事由ですが、営農意欲の向上を図るため、農地の贈与を行いたいというものです。議案案内図につきましては、1ページです。

今月の3条許可申請は、以上の1件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案につきましては、現地調査と権利者及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

まず、申請地は、流山市クリーンセンターの南側約200mに位置している田1筆、495㎡、畑1筆、919㎡、合計で2筆、面積1,414㎡であります。

申請理由でございますが、営農意欲の向上を図るため、妻に贈与するものでございます。

申請地の畑は、耕起済みの状況でございました。

次に、権利者の営農状況でございますが、耕作面積は、約1ヘクタールで葱、ほうれん草などを栽培しているということです。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

5番(酒巻委員) 権利者と義務者の住所なんですけれども、西初石のほうになっていますが、これは農業やるためにそちらにいるのか、それとも農業やってる場所は他にあるのか。それを教えていただきたい。

大作委員長 農業の主な場所は下花輪です。ただ、住まいだけですね、西初石に居住しているというような状況です。それ以外のことを権利者の方にお伺いしませんでしたけども、いろいろな経済的な理由とかですね、いろいろな問題があったと思うんです。そういうことからですね、西初石のほうに住まいを移して、居宅部分ですけども、毎日下花輪のほうに通っているというような状況かと思えます。

5番(酒巻委員) わかりました。通っているんですね。

8番(水野委員) お二人の関係は。

田村次長補佐 権利者と義務者の関係につきましては夫婦で、義務者が夫になります。それで、権利者がその奥さんであります。以上です。

1番(小嶋委員) 年齢は。

田村次長補佐 年齢につきましては、権利者、義務者双方49歳でございます。

8番(水野委員) じゃあこの農業従事者数の男1女1というのはこの方たちのことなんですかね。

田村次長補佐 今回の農業従事者につきましては、権利者、義務者の1名ずつということ、耕作日数につきましては1人が兼業、もう1人が農業ということ、年間160日ずつ従事されているということで、申告が出ております。以上です。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

ほかに質問が無いようですので、これより採決を行いたいと思います。

議案第16号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第16号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の4ページをお開きください。

議案第17号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年4月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに1番です。権利者は、柏市柏にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市深井新田の畑、1筆で、面積は409㎡です。次に、転用目的につきましては、太陽光発電設備を設置し、電力会社へ売電を行いたいというものです。議案案内図につきましては、2ページと3ページです。

次に、2番ですが、権利者は、流山市宮園に本店を置く法人で、申請がありました土地は、流山市名都借の畑、4筆で、面積は4,549㎡です。次に、転用目的につきましては、資材置場用地とするものです。議案案内図につきましては、4ページと5ページです。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

この5ページにあります3番と4番の案件につきましては、権利者が同じ法人によるもので、転用目的も同一の事業となっておりますので、本案の3番と4番につきましては、一括してご説明をさせていただきます。初めに、権利者ですが、権利者は、流山市向小金に本店を置く法人で、申請がありました土地は、3番が流山市前ヶ崎の田、3筆、1,912㎡と畑1筆、998㎡。4番の申請地は、流山市前ヶ崎の田、3筆、3,754㎡で、3番と4番の合計面積といたしましては、7筆で、6,664㎡です。次に、転用目的につきましては、太陽光発電設備を設置し、電力会社へ売電を行いたいというものです。議案案内図につきましては、6ページと7ページです。

今月の恒久転用に係る5条許可申請は、以上の4件です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが4件であります。

本案については、現地調査と権利者及び関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、1番ですが、移転の原因につきましては使用貸借で、転用目的は太陽光発電設備を設置し、電力会社へ20年間にわたり売電事業を行うものであります。次に、申請理由ですが、再生可能エネルギーの対象となる太陽光発電の建設について検討していたところ、父親から農地を借りることができるようになったため、今回の申請に至ったというものであります。次に、農地区分ですが、申請地は、流山工業団地の西約800mに位置し、周囲は住宅等が連たんしている区域内にある農地で、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。次に、利用計画ですが、設置される太陽光発電施設につきましては、太陽電池モジュール72枚を架台に設置するもので、16.5キロワットの出力を得る予定です。なお、隣接農地への被害防除対策として、申請地には、雑草の繁茂を防ぐため、防草シートを敷き、雨水は、敷地内に自然浸透処理することです。次に、資金計画についてですが、設置費及び外構工事費が約650万円であります。これを、夫名義の借入金約612万円と、夫名義の自己資金で賄う計画で、融資先からは融資証明及び金融機関発行の残高証明書が添付されておりました。また、夫の資金を利用するに当たり、承諾書が添付されております。次に、他法令については、電力の売電に伴う国と電力会社との協議につきまして、経済産業省関東経済産業局からは設備認定通知書が発行されております。また、電力会社とは接続協議がなされております。

次に、2番ですが、移転の原因は売買で、転用目的は資材置場を設置しようとするものです。権利者は、流山市宮園に本店を置く株式会社で、平成4年に設立されて

います。事業内容は、不動産の売買、土木、建築工事の設計、請負施工等で、ここ3年間の年商は11億円から13億5千万円で推移しているということです。申請理由については、平成25年2月に確保した流山市上新宿の資材置場が既に手狭であり、今後さらに開発が見込まれる木地区、柏、松戸市における拠点として、資材置場の確保が必要不可欠なことから申請がなされたものであります。次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、JR南柏駅の北西約1.3kmに位置しており、周囲は、住宅等が連たんしている生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。次に、事業計画の概要ですが、敷地内は重機で転圧をかけ、通路部分には砕石を敷き、再生砕石、残土、コンクリート二次製品等の資材を置く計画です。周辺への被害防除対策としては、周辺に鋼板を設置し、雨水及び土砂の流出防止対策としては、防護柵を隣接地の地盤面以下まで貫入させ流出させない計画です。また、周囲には、小中学校がある関係から、原則として登下校の時間の出入りは避け、止むを得ず使用する場合はガードマンを設置するとのことでした。次に、近隣農地所有者等に説明を行ったところ、特に反対意見はなかったということでした。次に、資金計画につきましては、建設費が約615万円、用地費が4000万円であり、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されています。次に、他法令については、該当がありません。なお、建物は建築しないように指導したところであります。

次に、3番についてですが、その次の4番と同一転用目的ですので一括して報告いたします。移転の原因につきましては使用貸借で、転用目的は太陽光発電設備を設置し、電力会社へ20年間にわたり売電事業を行うものであります。次に、申請理由ですが、再生可能エネルギーの対象となる太陽光発電事業を行いたいことから、今回の申請に至ったというものであります。次に、農地区分ですが、申請地は、流山運転免許センターの南側に位置し、周辺の市街地に近接する農地であることから、第2種農地と判断いたしました。次に、利用計画ですが、設置される太陽光発電施設につきましては、太陽電池モジュール1,720枚を架台に設置するもので、480キロワットの出力を得る予定です。次に、隣接農地への被害防除対策として、雨水は、敷地内処理するとのことです。また、土砂の流出防止として、造成は道路よりも低い高さとし、1mのセットバックを設けるとのことです。なお、土砂を搬入し、施設用地を整地する関係から、土砂等の埋立条例に基づく事前協議後、埋立の許可申請がなされております。次に、資金計画についてですが、設置費及び外構工事費が約1億7千万円であります。これを、借入金1億6500万円と、残額は自己資金で賄う計画で、金融機関からの融資見込証明及び金融機関発行の残高証明書が添付されておりました。次に、他法令については、発電出力が50キロワット以上のため、電気主任技術者の選任や保安規定の届出が必要であります。また、電力の売電に伴う国と電力会社との協議につきまして、経済産業省関東経済産業局からは設備認定通知書が発行されております。また、電力会社とは接続協議がなされております。

以上のことから、申請者からのヒアリングや現地調査などによりまして、本案の事業計画には確実性が見込まれること。また、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、いずれも許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

太陽光発電、今非常に流行ってますよね、皆さん質問してくださいよ。

5番(酒巻委員) 電気主任技術者必要なのは何キロワット以上だっけ。

田村次長補佐 電気主任技術者については、50キロワット以上が必要となります。

今回の案件につきましては、1番については小さいので、必要なしとなります。

3番4番につきましては、先ほど委員長報告にありましたように480キロワットということで、必要となりますので、その関係につきましては委託して行うということで業者から説明がありました。以上です。

5番(酒巻委員) せっかく作るならそのくらい大きいのがいいの作ったほうがいいと思って。それぞれの事情はあるんでしょうけれど。

8番(水野委員) 2番の件なんですけど、議案案内図の5ページの地図で見ると今回の資材置場の周りほとんど専用住宅になってるんですけど、専用住宅のほうから何も希望とかはないという話でしたけど、本当に大丈夫なのかどうか。

田村次長補佐 今回、専用住宅があるということで、申請者のほうもやっぱりその辺を心配しておりました。日照とか考慮して、今回、鋼板については3メートルの鋼板ということでかなり高いものを資材置場ということで設置する計画ですが、専用住宅に隣接する場所についてはポリカーボネートという、透過性のあるものを設置しまして、日照を確保するというので、周辺の方からは了解を得て今回の申請に至ったということです。以上です。

12番(小林委員) 2、3、4に関連して質問なんですけど、2番は売買で、土地の取得が4,549m<sup>2</sup>で、4千万でよろしいんでしょうか。それと、3番4番の賃借料がどのくらいですか。

田村次長補佐 議案2番の売買につきましては、先ほど委員長から報告ありましたとおり、4千万円ということで、平米当たりで8,800円、坪だと約29,000円くらいの金額になります。

3番4番につきましては、賃貸借ではなく使用貸借ということで、今回借りるそうで、特に賃料というのは会社に払わないということです。自分の方でも初め賃貸借かなと

思って申請者に確認しましたが、使用貸借で行うということで、賃料に関しては発生しないということでした。以上です。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

質疑が無いようですので、これより採決をしてよろしいですか。

何かありますか。

(なしの声あり)

高市議長 議案第17号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第17号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の6ページをお開きください。

議案第18号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が、次のとおりあったので意見を求める。

平成26年4月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月の諮問件数は新規によるものが1件と、更新によるものが6件です。

初めに、新規分からご説明をさせていただきます。

まず、1番ですが、権利者は、流山市駒木台の方で、職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市中野久木の田、3筆、面積は、2,557㎡で、議案案内図は、8ページです。利用権の設定期間につきましては、新規により6年間です。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

次の2番から7番までは、更新分となります。まず、2番ですが、権利者は、流山市大字西深井の方で、職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市西深井の田、2筆、面積は、862㎡で、議案案内図は、9ページです。利用権の設定期間につきましては、更新により6年間です。

次に、3番についてですが、権利者は2番の方と同じ方でございます。利用権を設定する土地は、流山市西深井の田、1筆、面積は、991㎡です。議案案内図につきましては、10ページで、利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

次に、4番ですが、権利者は、流山市大字西深井の方で、職業は農業です。利用

権を設定する土地は、流山市平方の田、2筆、面積は、1,914㎡で、議案案内図は、11ページです。利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

次に、5番ですが、権利者は、流山市三輪野山の方で、職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市大畔の畑、1筆、面積は、1,527㎡で、議案案内図は、12ページです。利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

次に、6番ですが、権利者は、流山市西松ヶ丘の方で、職業は農業です。利用権を設定する土地は、流山市名都借の畑、2筆、面積は、258㎡で、議案案内図は、13ページです。利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

次に、7番についてですが、権利者は6番の方と同じ方でございます。利用権を設定する土地は、流山市名都借の畑、2筆、面積は、1,200㎡です。議案案内図につきましては、6番と同じく13ページで、利用権の設定期間につきましては、更新により6年間です。

今月の利用集積計画につきましては、以上の7件です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続けて、議案書の9ページをご覧いただきたいと思います。

9ページにありますのは、平成26年度の農用地利用集積事業の累計表です。この中には、利用集積の設定目標面積がございます。

昨年度、25年度の目標面積につきましては、千葉県が取組んでおります「ワンズリー運動」に合わせまして、各農業委員さん1人当たり、3,000㎡。本市では委員さんが16人いらっしゃいますので、流山市農業委員会に於いては、合計で48,000㎡の新規設定を目標に取り組んでいただきました。

こうしたことから、本年度、平成26年度の利用集積設定面積につきましても、県の「ワンズリー運動」を踏まえまして、昨年度と同様、新規設定目標面積を48,000㎡に設定させていただきたいと思っております。遊休農地の解消、また、農地の有効活用の推進を図るため、委員の皆様の一層のご尽力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新によるものが6件であります。

最初に新規の1番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は54歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約2.8ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。現地の状況ですが、耕起済の状態でありました。本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、2番からは更新でございますが、2番の権利者の職業は農業で年齢は72歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約3.6ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。現地の状況ですが、耕起済みの状態でありました。本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、3番でございますが、権利者は2番の権利者と同じ方です。現地の状況ですが、耕起済みの状態でありました。本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、4番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は76歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.4ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。現地の状況ですが、耕起済みの状態でありました。本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、5番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は66歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約35アールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。現地の状況ですが、ネギなどが作付されておりました。本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、6番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は40歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.1ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。現地の状況ですが、ネギ、ナノハナなどが作付されておりました。本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、7番でございますが、権利者は6番の権利者と同じ方です。現地の状況ですが、ネギ、ナノハナなどが作付されておりました。本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案の2番及び3番については、石井委員に係る案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、石井委員の退席を願い、審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(石井委員退席)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第18号のうち、2番及び3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第18号のうち、2番及び3番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

石井委員の除斥を解きます。

(石井委員入室)

高市議長 次に、本案のうち、1番及び4番から7番に対する案件について質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第18号のうち1番及び4番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

ありがとうございました。挙手、全員であります。

よって、議案第18号のうち1番及び4番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第19号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の10ページをお開きください。

議案第19号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成26年4月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに1番です。申請者につきましては、流山市十太夫の方です。申請地がありました土地は、流山市十太夫にあります畑、4筆、合計面積は3,811㎡で、議案案内図につきましては14ページです。なお、この申請地は、いずれも土地区画整理事業

の区域内にある農地となっております。換地後の合計面積としては、2,323㎡とする仮換地指定が行われております。次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者、本人で、買取り申出事由が生じた日は、平成26年3月27日です。

次に2番です。申請者につきましては、流山市木の方で、申請地がありました土地は、流山市木にあります田、3筆、と、畑、2筆、合計面積は5筆で、1,603㎡です。議案案内図につきましては16ページと17ページでございます。この申請地につきましても、土地区画整理事業の区域内にある農地となっております。次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者本人で、買取り申出事由が生じた日は、平成26年3月27日です。

今月の「農業の主たる従事者証明願い」につきましては、以上の2件です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第19号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者及び関係者からのヒアリングを行っております。

最初に1番でございますが、昨年11月の総会で審議され、証明されたものですが、体の無理を押して現地で農業をしていた結果、体の故障に該当していないと判断され、その結果、買い取り申出が出来なかったとのことです。その後、無理をしていたこともあり、今年の3月27日に医師から、「変形性腰椎症、第4腰椎圧迫骨折」の病名にて農業の継続は不可能であると診断され、後継者もいないことから、農業の継続が難しいため、再度申請がなされたとのことでした。申請地については、新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域内にあり、仮換地が指定されておりました。最後に、生産緑地の指定が解除された後の土地の利用計画についても聞きましたが、解除後は何かに活用していかないとならないということで、最終的にはアパート経営を考えているとのことでした。

次に2番でございますが、今まで申請者お一人で農業を営んできましたが、今年の3月に医師から「アルコール依存症に伴う末梢神経障害」の病名にて、農作業の従事できないと診断され、農業の継続が難しいため、申請がなされたとのことでした。申請地につきましては、木地区一体型特定土地区画整理事業区域内にありますが、現在、区画整理の造成工事中でありました。

以上のことをもとに審議したところ、本案については、主たる従事者が故障前は、ほぼ毎日農業に従事しており、その者が故障したことにより、農業の縮小はやむを得ないものと認められることから、全会一致をもって、それぞれ証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小嶋委員) 1番のほうで、申請地は案内図の黒くなったところがそうなんですか。

田村次長補佐 議案案内図14ページの申請地についてですけれども、豊四季霊園の反対側で斜線になっている部分が、今回の対象地でございます。以上です。

15番(石井委員) それぞれの申請者、2人はずっとやってきて、それで病気になってこういう形になったんだからいいんじゃないですか。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

質疑が無いようですので、これより採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第19号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第20号「農業生産法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の12ページをご覧ください。

議案第20号

農業生産法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が、次のとおりあったので意見を求める。

平成26年4月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

農業生産法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農業生産法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものです。

今回、報告がありました農業生産法人は、流山市深井新田にあります農業生産法人で、報告のありました事業年度は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間です。

委員の皆様には、お手元に配布させていただきました資料のうち、左上に、様式例第5号の3と書いてあります「農業生産法人要件確認書」をご覧いただきたいと思えます。この資料につきましては、法人から提出された報告書を基に「農業生産法人要件

確認書」を作成しております、平成23年から今年の報告分を含め、3カ年間の事業内容が比較できるものとなっております。資料の表の右側に、「平成26年3月3日」と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所となっておりますので、この欄を縦にご覧ください。

初めに、経営面積につきましては、田畑合わせまして面積は22,650㎡でございます。次に、「法人形態」、また、次の「事業の種類」につきましては、記載の通りでございます、昨年と同様の内容となっております。次に、売上高についてですが、今回の農業に関する売り上げの報告額といたしましては、9,506,260円となっております。また、次の、構成員数、また、その次の業務執行役員数につきましても、記載の通りでございます、昨年と同様の内容となっております。

最後になりましたが、議案案内図につきましては、18ページと19ページでございます。

ご説明につきましては以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第20号「農業生産法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案につきましては、農地法第6条第1項の規定により、農業生産法人は、毎年、事業の状況その他を農業委員会に報告しなければならない、とされているところでございます。

そこで、農業委員会はその報告に基づき、農業生産法人がその要件を満たさなくなる恐れがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる、とされているということでございます。

農業生産法人の要件といたしましては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものであります。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も各要件が満たされていることが必要で、農業生産法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、各事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているということでございます。

このため、本案について配布資料の農業生産法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、承認するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

ございませんか。だいぶ揉めた案件ですけど。

8番(水野委員) 結局ふれあい広場はどうなったんですか。

田村次長補佐 その案件につきましては、皆様のお手元のほうに流農委第413号平成26年3月27日付で、農業委員会長名で市長の方に利用集積計画の答申ということで出した文書の方が入っているかと思えます。

内容につきましてはその記載のとおりで、『1.農用地利用集積計画に基づき、農地として利用するよう指導し、体験農園事業を継続する方向で改善させること。2.「ふれあいの場」については、撤去するよう指導すること。指導に当たっては、改善計画を提出させるとともに、「ふれあいの場」を今後3年以内に解消させること。』として、市長に答申しております。

この市長への答申を受けて、市の農政課に於いては市長まで決裁をとり、市長の了解を得ているということを聞いております。以上です。

高市議長 いつ頃までにそれできるの。答申書出して出せばなしじゃしょうがないよ。大体、目鼻付けてもらわないと。1ヶ月か2ヶ月かわからないけども。今までの3倍もやってたんだからきつくやらないと駄目だよ。そのままにしたら農業委員会が軽く見られてしまいますよ。委員の皆さんだって結局そういうことになるんだから。

15番(石井委員) 今日来るときに見たところ、一部撤去されてます。

高市議長 市の方からもその辺こっちにも連絡あるだろうからね。

10番(大作委員) 今回は特別なケースだと思うんですけども、農業委員会の会長から市長に答申をしておりますけども、通常の場合は個人に照会とか公文書を出すんじゃないでしょうか。今回は特別なんでしょうか。この辺は公費が投入されているからということでしょうか。

田村次長補佐 今回の案件につきましては、市の農政課を通じて農用地利用集積計画の承認申請ということで、市長名で利用集積がいいかどうかということで書類が来ますので、それに対する答申という形です。諮問されて、それに対する答申という形で、農業委員会長名で市長に対して出したという経緯でございます。

5番(酒巻委員) ここに改善計画を提出させるって書いてありますが、いつ頃までに提出させるんでしょうか。

福留局長 この農用地利用集積計画の答申ということは、今まで条件を付けたことはありませんでした。諮問に対して通常の形の答申ということでした。

今回は、前回の総会の際に皆様方で御議論いただいて、その意向をこちらの記以下の1、2に取りまとめさせていただきました。こういう農業委員会が条件を付けて、答申するというのは初めてなことだそうです。

そういう意味からも、市長、副市長のほうで、それなりに重く受け止めて、対応していただけるのではないかと考えております。

時期については、これは3月27日に答申したばかりですので、対応できる時期とい

うのは、今のところわかっておりません。以上です。

高市議長 よろしいですか。

5番(酒巻委員) はい。

高市議長 もう少々お待ちください。ほかに御質問ございませんか。

質問が無いようですので、これより採決を行います。

議案第20号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって議案第20号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第9号「専決処理の報告について」報告を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の13ページをご覧ください。

報告第9号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年4月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、1番の農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月のご報告は8件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。次に、転用目的別の内訳につきましては、住宅用地が6件、住宅用地・駐車場が1件、専用用地・事務所が1件でした。今月の4条届出の合計は、以上、8件、11筆、6,136㎡。地目別の内訳では、田1筆、195㎡、畑10筆、5,941㎡でした。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月のご報告は83件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が81件、賃貸借が1件、使用貸借が1件でした。また、転用目的別では、住宅用地が82件、店舗が1件でした。今月の5条届出の合計は、以上、83件、95筆、24,874.52㎡、地目別の内訳では、田が18筆、7,234㎡、畑が77筆、17,640.52㎡でした。

本件のご報告は、以上です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成26年第4回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時15分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成26年4月25日

流山市農業委員会長 .....高市 正義.....

流山市農業委員会委員 .....中村 敏則.....

流山市農業委員会委員 .....大作 榮.....